(新)環境モニタリング調査〈復旧・復興〉

※東日本大震災復興特別会計(仮称)(復興庁計上) 1, 567百万円(O百万円)

水・大気環境局大気環境課、水環境課、海洋環境室、地下水・地盤環境室環境保健部環境安全課、石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

東日本大震災により、被災地においては、建築物解体や瓦礫処理などにより アスベストの飛散、被災した工場などからの有害物質等の漏出、震災起因漂流 物の流出及び福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出等により環境汚染 の拡大が懸念されており、被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供す る必要から環境モニタリング調査を実施する。

2. 事業計画

- 〇東日本大震災被災地における環境モニタリング調査 (H24(一部 H23 補正)~未定)
 - (1)アスベスト大気濃度モニタリング調査
 - ②水環境放射性物質モニタリング調査等
 - ③地下水における放射性物質モニタリング調査
 - ④被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査
 - ⑤東日本大震災の被災地における化学物質環境実態追跡調査
 - ⑥被災地における石綿によるばく露に関する調査

3. 施策の効果

○被災地における環境モニタリング調査の実施により、被災地周辺の環境に 関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民 の不安解消と復旧・復興に資する。

「環境モニタリング調査」の実施 〈復旧・復興〉

平成23年3月11日 東日本大震災

~東日本の広域で地震・津波による甚大な被害が発生~

≪環境への影響≫

- 被災した建築物の解体やがれき処理等に伴うアスベストの飛散
- ・ 被災した工場などからの有害物質等の漏出
- 福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏出

等による環境汚染の拡大が懸念

【喫緊の課題】

- 〇環境汚染の人の健康への2次被害の防止
- 〇被災地の生活環境に対する住民不安の解消



早期に環境の状況把握・情報の提供を行うことが必要



国による被災地の環境モニタリング調査の実施

≪アスベスト≫

建築物等の解体現場や仮設住宅等付近の大 気環境調査を実施し、結果をフィードバックする ことで飛散・ばく露防止対策を推進

≪水環境≫

公共用水域(河川、湖沼、海域)において、水質・底質等を採取し、放射性物質の調査等を 実施

≪地下水質≫

被災地の地下水において、放射性物質の水質モニタリング調査を実施

≪海洋環境≫

海洋における有害物質、放射性物質及び廃棄物による汚染現況の実態調査、震災起因漂流物の外洋流出状況のシミュレーション・衛星モニタリング調査を実施

≪化学物質環境実態追跡≫

沿岸域において、環境基準等は設定されていないものの、残留性・有害性の高い物質の 汚染状況についての調査を実施

≪石綿によるばく露調査≫

被災地住民を対象として聞き取り調査を行い、 石綿ばく露の現状を把握するための調査を 実施